

# 城東台（西・東・南）町内会規約

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1） 回覧版の回付など地域内の住民相互の連絡に関すること
- （2） 美化・清掃など区域内の環境の整備に関すること
- （3） 集会所施設の維持管理に関すること
- （4） 会員相互の親睦及び文化教養の向上に関すること
- （5） 防犯防火・交通安全に関すること
- （6） その他目的を達するために必要なこと

### （名称）

第2条 本会は、城東台（西・東・南）町内会と称する。

### （区域）

第3条 本会の区域は、岡山市東区城東台（西一丁目、二丁目、三丁目・東一丁目、二丁目・南一丁目、二丁目）とする。

- 2 区域の中を施行細則により区及び班に細分する。

### （事務所）

第4条 本会の事務所は、下記に置く。

西町内会・岡山市東区城東台西三丁目6番1号

東町内会・岡山市東区城東台東一丁目8番11号

南町内会・岡山市東区城東台南一丁目7番1号

## 第2章 会員

### （会員及び賛助会員）

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、原則として本会の会員となる。

- 2 会員は、役員会などに出席して意見を述べる事が出来る。
- 3 第1項に該当しない個人及び団体または法人であっても本会の目的に賛同する時には賛助会員となる事ができる。

### （会費）

第6条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

- 第 7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、施行細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会の区域に入居した個人に対しては本会の趣旨を説明し入会の案内を行うものとする。
  - 3 本会は、第1項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

- 第 8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第3条に定める区域内に住居を有しなくなった場合
  - (2) 本人より施行細則に定める退会届が会長に提出された場合で、役員会で認められたとき
  - (3) 会費を1年以上滞納し、且つ催促に応じない場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けた時は、その資格を失う。

### 第3章 役員

(役員の種類)

- 第 9条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) その他役員 15名以内
- 2 本会に監事2名を置く。

(役員を選出)

- 第10条 役員は、総会に於いて会員の中から選任する。
- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 その他の役員については別に定める。
  - 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
    - (2) 会長・副会長・その他役員の仕事の執行状況を監査すること。
    - (3) 会計・資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(5) 役員会に出席し意見を述べること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とし、区長を務める役員任期は1年とし再任を妨げない。ただし、会計部長の継続再任はしないものとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、会員である限り後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員を持って構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事が第11条第4項第4号の規定に基づいて召集するとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書を持って通知しなければならない。

4 第16条2項(2)及び(3)に基づく総会の請求にもかかわらず、総会の招集が履行されない場合は、監事が総会の招集をすることができる。この場合の総会招集・運営準備は1年任期の役員(区長)が監事を補佐して当たる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決など)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員を持って構成する。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集など)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長又は会長の指名するものがこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会には、第20条から第22条第1項から4号までの規定を準用する。この場合において、これら規定の中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で、第28条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の事業計画及び予算を変更しようとする場合は、役員会の議決を得なければならない。ただし、重要な変更については臨時総会を開催し、その議決を得なければならない。
- 3 1項の規定に関わらず、年度開始前に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書・収支決算書・財産目録として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第34条 本会の事業年度及び会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の3分の2の議決を得、且つ、岡山市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録など資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(政治目的などの利用禁止)

第39条 本会及び本会の施設を特定の政党又は候補者及び特定の宗教上の組織又は団体のために利用してはならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成8年4月7日から施行する(西町内会)
- 2 この規約は、平成9年4月6日から施行する(東・南町内会)
- 3 この規約は、平成9年4月6日に一部改正した。(西町内会)

- 4 この規約は、平成15年4月6日に一部改正した（西・東・南町内会）  
（主な内容） ・第4条の事務所に東・南町内会を加えた。  
・第34条の会計年度の始期4月1日及び終期3月31日を変更した。
- 5 この規約は、平成20年4月13日に一部改正した。  
（主な内容） ・第9条の監事の人数を2名に変更した。  
・第17条に4項を追加した。（監事の総会招集権の追加）
- 6 この規約は、平成21年4月26日に一部変更した。  
（主な内容） ・第3条及び第4条の住所に（東区）を挿入した。
- 7 この規約は、平成25年4月14日に一部変更した。  
（主な内容） ・第12条会計部長の継続再任はしないものとする。
- 8 この規約は、平成28年4月10日に一部変更した。  
（主な内容） ・第34条事業年度の期間を明確にするため、会計年度に一致させた。